

沿岸広域振興局長告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年5月28日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350200044	ゆうやけ	宮古市佐原三丁目8番21号	特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター	平成25年5月1日